

Title	共同体の限界について : ルソーの共同体論
Author(s)	吉永, 和加
Citation	メタフュシカ. 2000, 31, p. 9-27
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66629
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

共同体の限界について

――ルソーの共同体論 ―

社会に結びつきにくいという難点をもっている。のような共同体論は往々にして存在論の次元に留まり、現実のための共通の地盤を提供する点で優れている。しかし反面、そのがある。そのような立論は、共感という、共同体が成立する共同体論の有力な議論の中には、情感性や感情を核とするも共同体論の有力な議論の中には、情感性や感情を核とするも

本稿で取り上げるルソーは、思想家として、その出発点から本稿で取り上げるルソーは、思想家として、その出発点からの成果である。したがって、彼の議論は、情感性を基底としつのがまである。したがって、彼の議論は、情感性を基底としつのがまである。したがって、彼の議論は、情感性を基底としつのが果である。したがって、彼の議論は、情感性を基底としつのが果である。したがって、彼の議論は、情感性を基底としついかなる政治体が可能か、という問題について大いに示唆を与えてくれるであろう。

試みでもある。

れる自我論を、彼の描く社会論の挫折という観点から検討する

れるからである。つまり、これは、彼の自伝的著作から抽出さされている。それゆえ、彼の思想は彼自身の自伝的著作から読されている。それゆえ、彼の思想は彼自身の自伝的著作から読とあるべき社会との間での葛藤の末、至った場所だとも考えらとあるべき社会との間での葛藤の末、至った場所だとも考えらとあるべき社会との間での葛藤の末、至った場所だとも考えらとあるべき社会との間での葛藤の末、至った場所だとも考えらとあるべき社会との間での葛藤の末、至った場所だとも考えらとあるべき社会との間での葛藤の末、至った場所には、

吉

永

和

加

を順に取り上げて検討する。その際注目すべきは、ルソーがを二通りに展開させた、小説『新エロイーズ』と『社会契約論りあるべき共同体の指針を求めた『不平等起源論』、その指針をなすものである。彼の共同体論については、社会の源泉に遡ルソーの共同体論から自我論へと読み解いてゆく、その前半部へとれゆえ本稿は、感情を介した自己と他者、共同体の問題を、

したい。 「不平等起源論」において人間の原理と見なした憐憫の情であ 『不平等起源論』において人間の原理と見なした憐憫の情であ 『不平等起源論』において人間の原理と見なした憐憫の情であ

弗一章 『不平等起源論』に見る人間本性

ゆく。特に憐憫の情は「できるだけ他人の不幸を少なくして、さまざまな性質に変容し、人間の社会の形成に密接に連関して

降で見る共同体論の端緒としたい。

和である理由は、自己保存と憐憫の情という相反するベクトル もつのに対して、それと同じ比重で憐憫の情が他者へのベクト こと、今ひとつは、自己保存の感情が自己自身へのベクトルを 6,154)、人間を第一義的に感情的なものであると前提している この原理の設定と定義とは、二つのことを教えてくれる。ひと 見るのに対し、自然の嫌悪を我々に起こさせるもの」(OI.126)。 在、主としてわれわれの同朋たちが、滅び、または苦しむのを 存(propre conservation)と同列に置いたことの帰結であり、ル る。このような違いは、ルソーがホッブズには気づかれなかっ 状態ではなく、自由かつ平等な平和状態であるということであ 描く自然状態に特徴的なことは、それがホッブズのような戦争 が人間の中で釣り合いを保っているからにほかならない。 つは、憐憫の情が理性や反省にも先立つ限りにおいて(OI.125 の情についての定義は次の通りである。「あらゆる感性的な存 ルを有していること、この二つである。ルソーの自然状態が平 ソー自身もこのことに十分自覚的であった(OI.154)。この憐憫 た憐憫の情(pitíe)を挙げて、これを人間の原理として自己保 これらの二つの原理は人間の他の能力や外的な原因を伴って では、ルソーが設定する自然状態を簡単に概観しよう。彼が

規定するのか、次の問題はそのことである。 規定するのか、次の問題はそのことである。 規定するのか、次の問題はそのことである。 規定するのか、次の問題はそのことである。 規定するのか、次の問題はそのことである。 してこの原理の変容が社会と個々の人間のあり方をどのように は何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、そ は何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、そ は何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、そ は何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、と とさえ言う(OI.155)。だが、彼が描く自然状態から社会状態へ の移行を概括すると、それは自己保存の感情の方が肥大化し、 では何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、そ は何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、そ は何故、またいかなる経緯でそのようなことが起こるのか、そ

の中に位置付けられると、「各人が他人を眺め、自分も眺められたいと思い始め、そうして公の尊敬なるものが一つの価値をもつようになった」(OI.169)。そしてこの尊敬という価値の出もつようになった」(OI.169)。そしてこの尊敬という価値の出見が、「不平等への、同時に悪徳への第一歩であった」(OI.169)。となってしまう。このような状況でたとえ他人と助け合ったととなってしまう。このような状況でたとえ他人と助け合ったととなってしまう。このような状況でたとえ他人と助け合ったとしても、利益の追求を動機として、究極的には富による他人のしても、利益の追求を動機として、究極的には富による他人のもでも、利益の追求を動機として、究極的には富による他人のとなってしまう。このような状況でたとえ他人と助け合ったととなってしまう。このような状況でたとえ他人と助け合ったとの中に位置付けられると、「各人が他人を眺め、自分も眺めらの中に位置付けられると、「各人が他人を眺め、自分も眺めら

(OI.219)を持っていた人間は、私有が作り出す社会が進展する(OI.219)を持っていた人間は、私有が作り出す社会が進展するに伴って、自己の中に他人からの評価を侵入させ、その評価をにこそ、ますます利益を求めることになる。そしてその中の他人の上に立ちたいという欲求、支配の快楽(plaisir de dominer)(OI.175)ゆえにこそ、ますます利益を求めることになる。ここで描かれる自にこそ、ますます利益を求めることになる。そして利益を求めれば求めるほど、その人間は他人の求めるような自己を示すめれば求めるほど、その人間は他人の求めるような自己を示すが明られることになる。ただし、別に自分が実際にそのような自己である必要まではない。他人は「眺めている」だけなりな自己である必要まではない。他人は「眺めている」だけなりな自己である必要まではない。他人は「眺めている」だけなりな自己である必要まではない。他人は「眺めている」だけなりな自己である必要まではない。他人は「眺めている」だけないという。

いう事態に至るのである。 いう事態に至るのである。

ところで、自然状態の人間の原理に戻ると、ルソーの考えでは、自己保存の感情にせよ、憐憫の情にせよ、これらは実は人間に固有のものではない。他にも、知覚することや、その感覚、人間と動物の間には程度の差しかないと言う(OL141)。では、「この自由の意識の中に、彼の魂の霊性が現われる。何故ならいない純粋に霊的な行為だけを見るからである」(OL142)。この自由こそ、生命と並列されるほど人間にとって根源的で価値のある、自然からの贈り物なのである(OL184)。それゆえ、ある人間が他の人間の意のままになり、一方の自由が損なわれる。何故ならいない純粋に霊的な行為だけを見るからである」(OL142)。このある、自然からの贈り物なのである(OL184)。それゆえ、ある人間が他の人間の意のままになり、一方の自由が損なわれる。何故ならい。

水久的に続き、その結果自由で平等な社会は望めなくなる。(OI.181)。ここに、『社会契約論』で述べられる、「自由は平等が無ければ存在しない」(CS. 391)という理念を見出すことがを通して不平等の起源を私有に求め、それが社会の形成によって拡大し、制度によって固定されるのを糾弾するのは、その不平等が人間による人間の支配を容認するものだからである。換平等が人間による人間の支配を容認するものだからである。換中等が人間による人間の支配を容認するものだからである。換の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなく半の自由に対する興味は失われ、奴隷状態は覆されることなくとなる。

ここに女性が登場しないことも含めて、この平等の意味は慎重留保をつけておく必要がある。一つは、ルソーがこの著作の冒頭で自由ということを、「法の尊敬すべき束縛にあって生きること」とし、その状態を「この有益で心地よい束縛」(OI.112)と述べていることである。このことからして、ルソーは束縛と自由とを矛盾するものだとは捉えていないことがわかる。また今ひとつは、父子の関係においては支配が是認されることである (OI.182)。その理由は、父の息子への支配は子供の利益を第一に考えてのことだからである。ルソーは、子の側で父の助けが必要でなくなれば息子と父は平等となる、と述べているが、二つのだが、ここでルソーの自由と平等の観念については、二つのだが、ここでルソーの自由と平等の観念については、二つのだが、ここでルソーの自由と平等の観念については、二つのだが、ここでルソーの自由と平等の観念については、二つのだが、ここでルソーの自由と平等の観念については、二つのにする。

に検討されなくてはなるまい。

第二章 『新エロイーズ』に見る共同体

た憐憫の情は「人類全体をその親切心の中に抱き込むような、ジュリである。『不平等起源論』では、社会で失われてしまっさて、このクラランの共同体で、その要となるのは主人公の

の関係を浮き彫りにするのが、本章の狙いである。 の関係を浮き彫りにするのが、本章の狙いである。 の関係を浮き彫りにするのが、本章の狙いである。 の関係を浮き彫りにするのが、本章の狙いである。 の関係を浮き彫りにするのが、本章の狙いである。 と記されているが、彼女こそこの人道 と平等の扱いを通して、共同体を織り成している自己と他者 を大きの関係を浮き彫りにするのが、本章の狙いである。

(1) 共同体における自他の関係

との関係、である。との関係、である。との関係、である。との関係、②ジュリ夫婦とクラランの従業者や召使いたちで入サン=プルーの関係、②ジュリ、サン=プルーと夫ヴォルで入サン=プルーの関係、②ジュリ、サン=プルーと夫ヴォルで上地となる人間関係を物語との関係、である。

越えて結びつく人間の心のあり方を明らかにする。まず、二人二人の間に起こったことはそのまま、内面と外面の乖離を乗り反対にあって事実上破綻するまで、主に前半部で展開される。ジュリと家庭教師サン=プルーの恋愛(①)は、彼女の父の

自己になるでしょう」(NH.220)。 を称えて次のようにも言う。「私はあなた方によってあるべき ルーは、ジュリに対する愛と彼女の従妹クレールに対する友情 力」(ascendant)をもっている(NH.221)。その上で、サン=プ サン=プルーもまたジュリの心情 (affection) に対して「支配 くせない泉です」(NH.115)。この「支配」は一方通行ではなく、 また、「あなたは私が思ってもみなかった新しい感情の汲み尽 にとっては何者でもない、全存在があなたにのみ関わっている 配権(empire)をあなたにゆだねます。私を、もはや自分自身 係を端的に表現している。「この瞬間から生涯、私の意志の支 中に見られる以下のような叙述は、この愛がもたらす自他の関 せる(NH.149,226)。サン=プルーからジュリに宛てた手紙の た人間の他の感情を豊かで崇高にし、それらを生き生きと働か あってすべての能力のエネルギーとなる感情として、それを得 共有することになる。愛は、人を導く感情の中でも最も深部に も内奥にある愛に至って互いに対となり、完全な合一の感情を は共に心に深い刻印を受け、理性を動揺させられて、それより 人間として、あなたの意のままになさってください」(NH.56)。

の支配下に置かれ、そのことが是認されるばかりか、自己の確は、人間の尊厳の根拠であった。それが、ここでは進んで他人平等起源論』での自由な意志、この小説での個人の偉大な内面ここでは何が起こっているのだろうか。ルソーにとり、『不

が成立しているのである。 が成立しているのである。 が成立しているのである。 が成立しているのである。 が成立しているのである。 が成立しているのである。 この構造において、 ジュリとサン=プルー が相手に向かって開かれ、 透徹した、 いの内奥からすべて の間には、 心の内面と外面の 乖離もなく、 心の内奥からすべて の間には、 心の内奥の愛において一致して、 自ら意志の支配を相 立をなすものとして称揚されているのである。 ここから明らか

でおく必要がある。 では、 のに関する子供の愛情と母に対する憐憫 でおく必要がある。 でおく必要がある。 では、 ジュリの父が身分の差を理由に でおく必要がある。

乱が起こらず、不和が回避されるところに、この関係の特異性関係は、通俗的な意味で十分に波乱を予測させる。しかし、波おさめ、最も優しい情念までが人の血の犠牲を受ける」(OI.169)と述べられるが、この指摘を持ち出すまでもなく、この三人のと述べられるが、この指摘を持ち出すまでもなく、この三人のと述べられるが、この指摘を持ち出すまでもなく、この三人のと述べられるが、この指摘を持ち出すまでもなく、この関係(②)について見てみよう。『不平等起源次に、そのヴォルマールと元恋人同士であるジュリとサン=次に、そのヴォルマールと元恋人同士であるジュリとサン=

り、「演出」をしているのは、ヴォルマールである。 り、「演出」をしているのは、ヴォルマールである。 り、「演出」を持とうとし、そうすることによって関係の不 がある。確かに、平和と誠実を保とうと、ジュリは夫に自分のがある。確かに、平和と誠実を保とうと、、ジュリは夫に自分のがある。確かに、平和と誠実を保とうと、ジュリは夫に自分のがある。確かに、平和と誠実を保とうと、ジュリは夫に自分のがある。確かに、平和と誠実を保とうと、ジュリは夫に自分の

る。 です」(NH.492)と言うように、彼はいわば身をもって、情や憐憫の情を持つ代わりに、人の心を読んで観察することを情を憐憫の情を持つ代わりに、人の心を読んで観察することをある。すなわち、彼は、理性が許す限りにおいて人を愛し、同おり、彼女を愛と感情の人だとすれば、彼は理性と観察の人でおり、彼女を愛と感情の人だとすれば、彼は理性と観察の人でがすルマールという人物は、ジュリとは対照的に造形されて

(NH.495-6)。だがその一方で、彼はかつてジュリが恋人に宛てた。…あなた方、どうぞありのままのご自分でいてください」やその方の価値の多くを失われるであろうことを理解しましのうちのどちらが、相手を忘れるようなことがあっても、必ず人を家に迎え入れ、二人に次のように言いさえする。「お二人他の二人への対応は、冷静な計算に基づく。彼は、妻の元恋

られます」(NH.514)と非難しながらも、それに従わざるを得 語らせている。 ない。もっとも、ルソーは、このようなヴォルマールの振る舞 仕打ちを「惨いなさりようで妻の貞淑をご自分のものにしてお 狙い通り、恋人の夫の不在に、かえって束縛を感じ、犯しもし 覆うのです」(NH.510-1)とクレールにその操縦法を打ち明け す。…一つの情景を他の情景によって消し去り、過去を現在で とを「気性は激しいが、弱くて御しやすい人物」と看破して、 た手紙を掌握して安心の縁とし(NH.497)、サン=プルーのこ かせる嫉み深い不安を、ご自分が安心できるような試練によっ の近づくのをお感じになって、ふつう若い妻が年取った夫に抱 いの隠れた意図を、クレールには見抜かせて、「おそらく老い ない罪の不安と恐怖に苛まれ (NH.512)、ジュリもまた、この ている。象徴的なのは、妻と元恋人を故意に家に残して、彼が て、予め封じようとなさっているのでしょうね」(NH.504)と 一人で出掛けるというエピソードである。サン=プルーは彼の 「私は彼の想像力をだますことによってこの利点を用いていま

って開示されることなく隠蔽されている。したがって、ヴォル取りされる感情の領域の背後に退いており、決して相手に向かある。このとき、ヴォルマールの理性はいわば両者の間でやりある。なのとき、ヴォルマールの理性によって操作するということでヴォルマールが行っていることは、二人が開示する心の内奥

指して自由だと言いえるであろうか。これらの疑問が残されて自由だと言いえるであろうか。これらの疑問が残されれて自由だと言いえるであろうか。これらの疑問が残されて自由だと言いえるであろうか。これらの疑問が残されて自由だと言いえるである。 支配という語を用いるならば、この関係は一方的なヴォルマールの隠れた筋書きの通りに動かされて、あまつさえサン=プルーは、「私としては自分をこの家の子供のように思う方がよほど嬉しく感じられる…私の心は、次第にお二人の心に同調してゆきます」(NH.527)と言うに至るのである。がくして、嫉妬のような関係が平等だと言えるだろうか。これらの疑問が残されて、あまつさえサン=プルーは、「私としては自分をこの家の子供のように思う方がよほど嬉しく感じられる…私の心は、次第にお二人の心に同調してゆきます」(NH.527)と言うに至るのである。がくして、嫉妬のような関係が平等だと言えるだろうか。これらの疑問が残される。

(attachement)によってなされます」(NH.470)。 (attachement)によってなされます」(NH.470)。 (attachement)によってなされます」(NH.470)。

> 髣髴とさせる。(4) 「みんなヴォルマール氏の厳格な叱責よりも、ジュリさんの胸 さである。そして、彼女は愛するという類まれな能力に恵まれ である。そこで、ジュリという人物と、その共同体への影響力 悟性を、私がその意志を受け持つ」(NH.374) というジュリの は、時代を経たベルクソンにおける、神秘家(le mystique)を 意志にまで及ぶのです」(NH.409)。ルソーが造形したこの人物 され、さらには人々を自分と同じ魂に作り変えるとされる ており、いかなる冷静な魂をも揺さぶって、すべての人から愛 な規範、その感情の普遍性、感受性の鋭さ、憐憫の情の細やか らせているが、一貫しているのは、この女性の内的感情の確か を検討しよう。ルソーは、ジュリについて様々な登場人物に語 われるように、召使いたちに圧倒的な影響力をもつのはジュリ に染み入るようなお咎めの方を恐れています」(NH.465)と言 言葉のままに、役割分担をして共同体を経営している。ただ、 する(regner)ように作られているのね。あなたの権威 (NH.204,585)。従妹のクレールがジュリに言う。「あなたは支配 (empire) は私の知る限り、もっとも絶対的なものです。人の 夫妻は、「二人の間にただ一つの魂を作って、そのうち彼が

(NH.444)という仕方で使用人たちを掌握する。そして、彼ら愛情(affection)を与えることによって、彼らの愛情を得る」このようなジュリが、クラランの共同体で「善良な人たちに

外部をもたず、自己完結の様相を呈している(NH.466)。 がいように外面を装ったりはしない(NH.233-4)。彼らはジュリを介して、内奥の愛によって結び付き、心の内外の乖離を突いなかのように、内奥の愛によって結び付き、心の内外の乖離を突いるかのように」労働するのである(NH.444)。 彼らはジュリを介して、内奥の愛によっておび付き、心の内外の乖離を突いるかのように」 共員となる。この共同体の成員たちは、都会の人々のように、共同となる。この共同体の成員たちは、都会の人々のように、共同となる。

よる愛に相応しいかどうかという条件の審査なのである。 共同体の成員たることの発端は、愛の授受ではなく、主人側に 大うか。そうとは言い切れまい。確かに、互いの内奥は愛によって繋がってはいる。しかし、雇われる労働者や召使いたちは、 こと、という二つの基準に従って予め選抜されている。つまり、 こと、という二つの基準に従って予め選抜されている。 こと、という二つの基準に従って予め選抜されている。 こと、という二つの基準に従って予め選抜されているのだる。 大同体の成員たることの発端は、愛の授受ではなく、主人側に は、ジュリと共同体の各成員との間には、①で見たような よる愛に相応しいかどうかという条件の審査なのである。

monopole)」を生み、無秩序をもたらすからだと説明されてはいように気を配ることである。問題は、そのような配慮をするそのために採られる方法の是非である。そのような配慮自体と、互いに愛し合うよう仕向ける一方で、男女の間に交流が生じな互いに愛し合うよう仕向ける一方で、男女の間に交流が生じな

際には主人の意のままに振舞うことになるのである。 思わせるところにあります」(NH.453)。かくして召使いたちは、 して、彼らに強制されているすべてのことを自ら欲していると というものである。つまり「主人の技術は、この拘束を快楽 会うという「機会も気持ちも起こらないように仕組む」(ibid.) のものよりもさらに強力な慣習を作り上げ」(NH.449)、男女が け、「一見そんな配慮があるとは見えないようにして、権威そ う明示的な仕方で拘束して彼らが隠れた反抗心をもつことを避 る。また、③において男女を引き離す方法はと言えば、掟とい のは、①と③では対になる男女の階級が異なっていることであ る。これが意味するところは何であろうか。少なくとも言える 事柄が、ここでは正反対の評価を得て、忌避されているのであ してはそのような愛を称賛していたのであった。その全く同じ ュリの言葉の中にもあった(NH.138)。ただ、彼女は自分に関 いる (NH.449)。これとほぼ同じ指摘は、①の関係においてジ 「自分でこれが最も善い、最も自然だと考えて」(NH.450)、実 (plaisir)もしくは利益(intérêt)のヴェール(voile)の下に隠

が、主人が支配の意志を故意に隠蔽した上で、召使いたちの快思いやっているという理由で正当化されている(NH.452)と言われる、ジュリ夫婦と召使いたちとの関いる」(NH.452)と言われる、ジュリ夫婦と召使いたちとの関これが、「信頼(confiance)と愛情(attachement)に基づいて

のかどうか。 志を従わせるという仕方が、彼らの自由や平等を侵していない楽や利益を利用し、いわば彼らの内奥の背後に回って、その意

者の心のあり方は同値であり、不均衡はない。②の関係では、 できるのは、ルソーが隷属/服従と自由とを矛盾する概念だと のであって、いつか自分の主人となるためにはまず下婢 性は、隷属すること(esclavage)によってのみ自由をあがなう 関係については、クレールの言葉が示唆を与える。「私たち女 と元恋人の二人との関係は不均衡である。これをルソーが是と ヴォルマールが理性的支配の意図を隠蔽する限りにおいて、彼 方を、自由と呼ぶか否かの判断はできかねるが、少なくとも両 る支配を歓迎し、そのことによって自己を確立するというあり ①の関係では、ジュリとサン=プルーは過不足のない内奥の る意味では、ジュリと労働者や召使い達の間には、愛による は、①と②の関係が複合した形で成立している。ここでは、あ ることを通じて、身分差を容認していることである。③の関係 は考えていないこと、そして、夫婦間での男女の序列を肯定す (servante) とならなければなりません」(NH.407)。ここで確認 しているのかどうかは不明である。ただ、夫婦における男女の ソーが望む自由と平等は果たされているのか、改めて問いたい。 「透明な関係」を持ちえていた。愛において、両者が互いによ 以上、自他関係の三つの様態を見てきたが、そこにおいてル

> 会的な既存の秩序が覆されることはない。 とが勧められても、それが男女の結びつきのように過度のものになることは避けるよう、操作されている。つまり、ジュリがになることは避けるよう、操作されている。つまり、ジュリがは一様の中心となって、従業員をいわば等距離に配して愛するという形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られているのである。また、主人夫という形態が、注意深く守られている。だが、各人同士が愛し合うことが勧められても、ジュリとサン=プルーが結婚し得ず、友人工ドワード卿が娼婦との結婚に至らないなど、物語の中で、社工が制められても、それが男女の結びつきのように過度のもの。

(2) 愛の共同体の崩壊

の目には、いや彼女自身の目にももはや不可能なのです」やのまま共同体の死を暗示する。彼女の死の予兆は、この人物を心まま共同体の死を暗示する。彼女の死の予兆は、この人物の死によって一変する。共同体を成立させている人物の死は、しかし実は、このような状況が、物語の最後に訪れるジュリしかし実は、このような状況が、物語の最後に訪れるジュリ

「あなたは死ぬことを喜んでいる。私と別れるのが嬉しいのだ」なくともよくなったとき、心中に目覚めました。…思いもよらなくともよくなったとき、心中に目覚めました。…思いもよらなけ一旦は錯誤だと退けたサン=プルーへの愛を確認するので他方、ヴォルマールも、死の床にあるジュリに対して初めて、他方、ヴォルマールも、死の床にあるジュリに対して初めて、とは一旦は錯誤だと退けたサン=プルーへの愛を確認するのである。「私を生かしめたあの最初の感情は、私が押し殺そうとも、ヴォルマールも、死の床にあるジュリに対して初めて、ない、ヴェールが死に際して取り去られ、彼の出いのだ」

(NH.719) と我にもあらず口走る。

ここに至って、①での深い心の刻印に始まった恋人の「透明な関係」が回復され、またヴォルマールが初めて嫉妬の感情を関係」が回復され、またヴォルマールが初めて嫉妬の感情を要素が突破され、その結果②の関係において主導権を握っていたヴォルマールの存在が①の関係に対する障害として現われてたヴォルマールの存在が①の関係に対する障害として現われてたがオルマールの存在が①の関係に対する障害として現われてらには、③の共同体を成立させている、ジュリ夫妻という具体的な基盤も失われるであろう。それだけでなく、①において身的な基盤も失われるであろう。それだけでなく、①において身的な基盤も失われるであろう。それだけでなく、①において身の秩序が取り払われたことは、③で慎重に保持されていた。されたけでなく、①において身の秩序が取り払われたことは、③で慎重に保持されていた支配の仕組みの崩壊を招くであろう。完全な「透明な関係」はこれに対して、②では関係」が回復され、またヴォルマールが初めて嫉妬の感情をと関係」が回復されていた。

情を共同体の支柱とすることの危うさが示唆されるのである。共同体の解体の遠因もまた憐憫の情であるわけであり、憐憫のュリの結婚が、両親への憐憫の情から始まったことを考えれば、かったのである。そして、そもそも③の共同体の端緒となるジ

第三章『社会契約論』における共同体

の自由と平等の観念を確定することが一つの目標である。そしは、『新エロイーズ』では保留にせざるを得なかった、ルソーられるかということによって照射されよう。したがって本章でられるかということによって照射されよう。したがって本章で当場が回復であるが、人間の自我や他者関係の考察という本稿できて、ルソーが社会契約に基づく共同体に求めるのは自由と

ことを、両者を比較しつつ検討したい。したルソーが、他方でいかなる政治体を提起しえたのかというて、「クラランの共同体」のような感情に基づく共同体を創出

(1) 社会契約による共同体の成立

自己がすべての権利や自由を譲渡するのは、その社会の構成員 各構成員を全体の不可分の部分として受け入れる」(CS.361)。 志(volonté générale)の最高の指揮下に置く。そして我々は、 ゆる権利とともに共同体全体に譲渡することによって成立する 満たすのが社会契約であり、それは各構成員が自己をそのあら することなく、結合前と同様に自由である」(CS.360)。これを するような結合形態を発見すること。そしてこの結合形態によ める (CS.372)。そして一致の目的は次のように定式化される。 会の真の基礎には、少なくとも一度だけは全員一致が必要だと 全員から成る非人格的な集合的存在に対してであるから、自己 って各構成員は全体に結合するが、しかし自分自身にしか服従 いうことである。その一致点を、ルソーは各人の自己保存に求 (ibid.)。そして、その社会契約の本質は次のように定義される。 (contrat social) がいかなるものかを見よう。彼の出発点は、社 「我々の誰もが自分の身体とあらゆる力を共同にして、一般意 - 共同の総力を挙げて、各構成員の身体と財産を防御し、保護 まず、ルソーが共同体の唯一正当な根底とする社会契約

集合的存在は自分もその成員であるような不可分の全体なのだりがは、こうして、個人は自然的状態における自由と平等を放自分がもつものを保存するために一層多くの力を獲得する」(ibid.)。こうして、個人は自然的状態における自由と平等を放棄する代わりに、合法的な自由と平等を得ることとなる。その主、社会契約は人間を道徳的にし、その魂を高める(CS.364)。これらのことを踏まえて、ルソーは、社会契約をなすことを、「自己の存在の基礎をなす行為(acte par lequel il existe)」(CS.363)と述べるのである。

では次に、社会契約において個々人が「一般意志の最高の指揮」の下に置かれる、という場合の、一般意志とは何であろうか。ルソーはそれをこう規定する。「一般意志は共同体全体(utilité publique)を志向する」(CS.373)。このような一般意志の共的利益の意志であり、その本質、対象ともに一般的であって、個別的な対象には向かわない(CS.373)。このような一般意志は共同体全体が法であり(CS.379,425)、この法を作成するという側面から、先の抽象的な集合体は主権者(souverain)と呼ばれ、構成員の各人は市民(citoyens)と呼ばれる(CS.362)。

である。

である。

である。

である。

である。

の特殊意志(volonté particuliere)があり、これは私的な利益をもつの特殊意志(CS.421)。この特殊意志を共同体の成員たちの分だけ目指す(CS.421)。この特殊意志を共同体の成員たちの分だけところが、このような一般意志を共同体の成員たちの分だけ目指す(CS.421)。この特殊意志を共同体の成員たちの分だけ目指す(CS.371)。こうして、一般意志は共同体(主集めても、それは全体意志(volonté de tous)であり、一般意志集めても、それは全体意志(volonté de tous)であり、一般意志をは別物である(CS.371)。こうして、一般意志は共同体(主集めても、それは全体意志(volonté de tous)であるが、このような一般意志に絶えず逆らって働く、個人ところが、このような一般意志に絶えず逆らって働く、個人ところが、このような一般意志に絶えず逆らって働く、個人ところが、このような一般意志とをもつの

一般的で目先の利益に関係のない法の利益は認められない、と の区別は実は自明ではないということが、法の作成の際に露呈 の区別は実は自明ではないということが、法の作成の際に露呈

> る、という事態はいかにしてありうるのだろうか。 ることは自分自身に服従することと同義であるから、自由であれにも拘らず、人が一般意志による法の下にあり、法に服従すが、それを導く判断が常に賢明だとは限らない」(CS.380)。そいうことが起こる(CS.383)。つまり、「一般意志は常に正しいいうことが起こる(CS.383)。

と同様、ベルクソンの神秘家を想起させる。ただ、立法者がジ 働きかける立法者のあり方は、「クラランの共同体」のジュリ 思慮分別では心を動かすことのできない人々を、神の権威をも すなわち、その人物は、暴力にも理屈にも頼らず、「人間的な 者の介入を得て一般意志において互いに一致する。そして、こ さにここに存する (CS.365,441)。またこのとき、人々は、立法 蔽されていることである (CS.382)。いずれにせよ、このよう 構成の中に位置付けられもせず、いわばその存在そのものが隠 に従うように仕向けるのである(ibid)。このように意志に直接 拘束されるべき個人の、まさにその一般意志を抽出して、それ な人物を設定して、個人の一般意志を導出する任を負わせる。 の発現である法に自ら従うに至る。ルソーの言う自由とは、ま にして各構成員は、自己の特殊利益よりも一般意志を採り、そ ユリと異なるのは、立法者自身は何らの権威も持たず、国家の (CS.384)。この類まれな偉大な魂の持ち主は、一般意志にのみ って導くために、神々の口を借りてこの理性の決定を伝える。 この問題に対して、ルソーは立法者(legislateur)という非凡

「透明な関係」が成立するのである。体と言われる抽象的な虚構の内部での、成員たちのいわゆるの一般意志の一致がある限りで、主権者、すなわち不可分な全

質を共有し、しかも条件は全員にとって平等であることから 民主政といった形態や規模と不可分に結びついており、かくし 個人は、これに加えて自己の私的利益を目指す特殊意志をもも 有の「団体意志」(volonté commune)をもつ。そして、執政者 る執政体は、国家の一般意志を支配的意志としつつ、執政体固 誰でもその任務を担いうる(CS.443)。さて、この執行権を司 よって権力を管理されている。こうした性質上、執行権は人民 において果たす独自の代理人という位置にあって、主権者が託 維持とを担う中間的団体」である(CS.396)。これは公的人格 されて相互の連絡を図り、法の執行と、社会的・政治的自由の それに対して、後者は「臣民(sujets)と主権者との間に設立 全体に属する、一般意志の行使であることはこれまでに見た。 治体の原動力として、立法権と執行権を想定する。前者が人民 の運営のために、内部に様々な中間項を設ける。まず、彼は政 つ(CS.400)。この執政者個人において占める「一般意志」、 した権力を主権者の名において行使するが、他方その主権者に 「団体意志」、「特殊意志」の割合が、執政体の君主政、 般に属するわけではない。その代わり、全市民が執政者の資 だが、ルソーはこの事態に満足することなく、共同体の現実 貴族政

して、敢えて相対的な立場に踏みとどまるのである。

が成立する。ルソーは、この共同体に関しては、「あらゆる統 それらが重層構造をなして、牽制しあうことで具体的な共同体 をもつ一方で、「透明」ではあり得ない私的な部分をももち する。この中間団体同士が、一般意志によって「透明」な関係 よう、様々な中間団体を設定し、権力のバランスをとろうと(゚ロ) させている。だが他方で、具体的な人間が携わる執政について 同体の全体(主権者)と個人(市民)との関係に、それを通底 の下にあって法を遵守することを義務付けられる(CS.455)。 取を防ぐため常設にはされず、国家構造の一部ともされず、法 設定されるが、これは両者より大きな権力をもつ反面、権力奪 立法権をもつ主権者と執政権をもつ政府の均衡の保持のために 内に中間項を設けて均衡を図る。例えば、護民府という機関は らにルソーは、執政者の特殊意志が肥大化せぬよう、執政体の て個と全体が互いのあり方に対応して変容する(CS.400-1)。 れらが一般意志を凌がぬよう、さらに市民間の平等を破壊せぬ は、執政体の団体意志、執政者個人の特殊意志を考慮して、そ を創出する装置を前提し、社会契約によって成立する抽象的共 治形態があらゆる国にふさわしいわけではない」(CS.414) と こうしてルソーは、一方で、一般意志という「透明な関係

(2)自己保存に基づく共同体/憐憫の情に基づく共同体

その特徴と限界

う構造と基本的に同じであるといえる。このとき、社会契約の ち愛において一致し、相手に自己の意志をすべて与えることに その論理構造は、前章①で見たジュリと恋人との関係、すなわ の共同体から力と自由を得て、自己の確立がなされるという、 さらに、社会契約による共同体について、まず社会契約におい られているという点で、二つの共同体は互いに一致している。 らかにする。まず、憐憫の情や愛といった感情にせよ、一般意 原理を違えている。しかし、次のような点でこの二つの共同体 もしくは愛であった。その意味で、二つの共同体はその成立の 下での成員同士の一致に基づいて共通の意志に従うことが、ル よって、相手から豊かな感情を得て、自己が確立される、とい て一致し、共同体に自己のすべてを譲渡することによって、そ 志にせよ、他人を志向するベクトルが、予め人間の本性に与え の仕組みは重複しており、ルソーが考える共同体のモデルを明 た。社会契約による共同体で、共同体の成員同士を結びつけて 同体と、先に見た「クラランの共同体」とを比較する段階に来 ソーによって自由と呼ばれるのであれば、①の関係も支配関係 「クラランの共同体」で構成員を結び付けているのは憐憫の情 いるのは、自己保存に基づく一般意志である。それに対して 以上、社会契約に基づく共同体を概観した。続いて、この共

> いう仕方で果たされているのである。 というよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは自由を互いに保証し合う関係だとも言えるだろというよりは関係だとも言えるだろというよりは関係だとも言えるだろというよりは関係だとも言えるだろというよりは関係だとも言えるだろというない。

般意志が働く大前提である社会契約が、破棄される可能性を秘に、自己保存と憐憫の情は、人間の原理として並列であった。同体の成員を結びつけるものであるとして、それが憐憫の情に低働く可能性をもつのに対して、一般意志が、他人への通路を開き、共だが、自己保存に基づく一般意志が、他人への通路を開き、共活動分や身分差がある場合にはうまく機能しない(CS.372,439)と言われ、限界が暗示されているからである。命の中にのかり、二つの共同体には決定的な違いも存在する。確かと言われ、限界が暗示されているからである。あるいは、一と言われ、限界が暗示されているからである。確かと言われ、限界が暗示されているからである。確かと言われ、限界が暗示されているからである。確かと言われ、限界が暗示されているからである。確かと言われ、限界が暗示されているからである。。確かと言われ、限界が暗示されているからである。。確かと言われ、限界が暗示されているからである。を関しているが、というに対して、一般であるとして、それが憐憫の情に、自己保存と対して、一般では、自己保存と対して、自己保存と対して、自己保存と対して、自己保存と対して、自己保存と対します。

しているからである。 めている(CS.424,436)こと自体、一般意志の限界を明らかに

る。 りの中で人格を試され、似たもの同士であることが望まれてい とし、構成員は彼女に愛されるに相応しいよう、具体的な関わ が機能するために、ジュリという具体的かつ非凡な人格を必要 とで一貫しており、その点では、二つの共同体が目指すところ り、自給自足が可能であるような小さな共同体を理想とするこ となってあらわれる。ルソーは、構成員が互いに知り合いであ 蔽されたようなあり方は、この共同体の抽象性を象徴してい いかなる権威も地位ももたないという、あたかも存在自体が隠 成り立ってゆける。この共同体で重要な役割を果たす立法者の、 知己同士でなくとも、共同体全体は一般意志の一致がある限り 極的には虚構であるようなその共同体を経由する各構成員が、 抱きうる愛着は、社会構成の絶対的要素ではない。そして、究 いう具体性をもって現われたとしても、構成員が国家に対して は自己保存を目的とする抽象的な全体であって、それが国家と る。他方で、社会契約によって成立する共同体は、第一義的に は同じである。だが、実際には、クラランの共同体では、愛情 また、二つの共同体の相違は、それらが含みうる構成員の数

を向けると、憐憫の情は、その可能性としてはすべての感情的こうした二つの共同体の相違から再びクラランの共同体に目

存在を包括するものであるが、現実に共同体を形成する際には、 存在を包括するものであるが、現実に共同体を形成する際には、 を必要としていたのであった。さらに、ジュリの死の状況が露 れていたのではなく、それとは性質を違える様々な意志の介入 を必要としていたのであった。さらに、ジュリの死の状況が露 かにしたのは、憐憫の情や愛が最終的に要請するような完全な わにしたのは、憐憫の情や愛が最終的に要請するような完全な ので成立している共同体を崩壊に導きかねないということであ る。つまりこれは、憐憫の情や愛は、それだけで共同体を構成 る。

の一般意志と特殊意志の割合の変化に臨機応変の対応を目指しの一般意志と特殊意志の割合の変化に臨機応変の対応を目指している。これは、ルソーがこの共同体においては、「透明な関でいる。これは、ルソーがこの共同体においては、「透明な関係」を創出する一般意志だけでなく、それに反する特殊意志には一間項を設定し、その均衡を図るのは、共同体に属する個人に中間項を設定し、その均衡を図るのは、共同体に依存することが少なく、多くの人間をその内に含みうる。そして、その共に留意していたことの帰結である。つまり、彼が共同体内部に明確に規定されうる様々な機構をもって均衡が図られている。これは、ルソーがこの共同体に、個々の人間の人格に依存することが少なく、多くの人間をその人間の人格に依存するに、同体に表述といる。

性と明晰性、柔軟性は、クラランの共同体ではあり得なかった。 濃淡の変化を認めるということである。この共同体のもつ抽象 で、ルソーが「唯一絶対 でのことなのである。個人の意志の割合の変動は、共同体の でのことなのである。個人の意志の割合の変動は、共同体の にのことなのである。個人の意志の割合の変動は、共同体の と言うとき、

きたハ。の限界を浮き彫りにするだろう。最後にそのことに言及しておの限界を浮き彫りにするだろう。最後にそのことに言及しておう悪人(罪人)の存在を手掛かりにするが、それはこの共同体と一般意志の範囲に関わる問題である。それは、社会契約の成立だが、この共同体にも問題はある。それは、社会契約の成立

ものである。

果、その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。そもそも、ルソーの考えでは、共同体に属する人間は「全はずはない。少なくとも、何らかの留保が必要であろう。だが、ルソーはそのような人間が存在することを認めた上で、次のような処遇を指示する。すなわち、悪人はその国に居住することで国家の一員たることを自認していたのだから、法の攻撃をすることで、社会契約に違反する反逆者、謀反人となる。その結め、その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さることで、社会契約に違反する反逆者、謀反人となる。その結め、その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。その人間は共同体の構成員の資格を失い、敵として追放さる。

(CS.376)。このとき、ルソーは悪人を断罪するだけで、一般意意は常に不動で変わらず、純粋であり」(CS.438)、「意志は一般的であるか、一般的でないかどちらかである」(CS.369)と述べるに過ぎない。こうして、ルソーの一般意志は、その正しさを社会契約と理性に依拠し、決定的な検証の機会をもたでいのである。

しかも、このことは一般意志に留まらず、社会契約そのものしかも、このことによって成立する仮構に過ぎないのではない。結局のところ、社会契約の要件たる全員一致が保証されないからである。しかし、その条件は、ホッブズが規定した自然状態と変わる。しかし、その条件は、ホッブズが規定した自然状態と変わる。しかし、その条件は、ホッブズが規定した自然状態と変わるところがあるだろうか。この疑義に対して、ルソーが全員一なを導くためには、憐憫の情のような原理を必要とするであろうが、彼は『社会契約論』では、それについて何も語っていなか。結局のところ、社会契約に基づく共同体とは、社会契約があったと見なすことによって成立する仮構に過ぎないのではなあったと見なすことによって成立する仮構に過ぎないのではなあったと見なすことによって成立する仮構に過ぎないのではなあったと見なすことによって成立する仮構に過ぎないのではなあったと見なすことによって成立する仮構に過ぎないのではなかなら、社会契約に基づく共同体とは、社会契約そのものところがあるだろうか。

は次の通り。 本文中、引用個所や参照個所で、頁数と共に示したルソーの著作の略号

- OI; Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité, Jean-Jacques Rousseau, Œuvres complètes, III, GALLIMARD, 1964
- NH; La Nouvelle Héloise, Jean-Jacques Rousseau, Œuvres complètes II,GALLIMARD,1964
- CS; Du Contrat social, Jean-Jacques Rousseau, Œuvres complètes, III,GALLIMARD,1964
- Ton Chrobinsh: Low Iconos Pousson La transformaca et l'obstacle ある。 壁が取払われて、自他の心と心との直接的な授受が成立する状態で(1) 「透明な関係」とは、スタロバンスキーによれば、存在と外観の障

Jean Starobinski, Jean-Jacques Rousseau—La transparence et l'obstacle Plon,1957 (山路昭訳『ルソー 透明と障害』、みすず書房、1973年)

- (2) このような自己の存在と外観との乖離は他の著作の中でも繰り返し(2) このような自己の存在と外観との乖離は他の著作の中でも繰り返し(2) このような自己の存在と外観との乖離は他の著作の中でも繰り返し(2) このような自己の存在と外観との乖離は他の著作の中でも繰り返し(2) このような自己の存在と外観との乖離は他の著作の中でも繰り返し(2) このような自己の存在と外観との乖離は他の著作の中でも繰り返し
- 政体が構想されている(OI.184-5)。 での意志をただ一つの意志の中に統一」する、という契約に基づく 言及しており、そこで、「人民は社会的な関係という点で、そのすべ た上で(OI.176-7)、「すべての政府の基本的な契約の本性について」 のは、の中で、ルソーは全員一致の同意の必要性を説い

 $\widehat{12}$

- (4) H. Bergson, Les deux sources de la morale et de la religion, P.U.S.1995(森口美都男訳、『道徳と宗教と二源泉』、世界の名著53巻、中央公論社、1960年)
- (5) ここで言われている自己保存は自然状態まで遡った、道徳的に中立

- た形の自己保存ではない。的なものである。利益を追求するようになった、社会状態で発展し
- 法に従う者として臣民と呼ばれる (CS.362)。して、構成員は集合的には人民、主権に参加するものとしては市民、るとき主権者、受動的に法に従うとき国家と呼ばれる。それに対応(6) この抽象的な集合体は、公的人格としては政治体、能動的に法を作
- 社会維持の為の方便である。宗教も社会に役立つ限りでなければ認めない。ここで語られる神も(7)ルソーはこの著作の中で、神の正義ではなく人間の正義を問題にし、
- (8) ルソーは各市民への内在と表出に信頼を示している。 計議するとは言うが、同時に「市民が相互間に何らの連絡ももたな かれて、その決議は常に正しいものであろう」(CS.371)と述べて、 かれて、その決議は常に正しいものであろう」(CS.371)と述べて、 かれて、その決議は常に正しいものであろう」(CS.371)と述べて、 かれて、その決議は常に正しいものであろう」(CS.371)と述べて、 かれて、その決議は常に正しいものであろう」(CS.371)と述べて、 で、常に一般意志が導
- もあるという両義性をもつ(CS.400)。 般意志」であり、団体固有の利益を目指す意味では「特殊意志」で(9)「団体意志」は、その団体全体で一致する利益を目指す意味では「一
- (10)「特殊意志はその本性上不公平を、一般意志は平等を志向する」 (CS.368)ということを踏まえ、ルソーは「ものごとの自然の力の赴(CS.368)ということを踏まえ、ルソーは「ものごとの自然の力の赴
- (11) 他に、重要な相違として、平等や宗教観の違いがある。
- 件に重なる。(CS.390-1) おり、それは社会契約論の中での立法の対象にふさわしい人民の条機能すべく、召使いの選抜が行われるなど、様々な条件が課されて機能すべく、前章で触れたように、実際のクラランの共同体では愛情が
- 影響力と個人の法への服従との相関関係には触れる。 兆候である(CS.377)と、政府のあり方については言及し、共同体の(13) ただ、刑罰がしばしば行われることは、政府の弱体もしくは怠慢の

- していることを、ここで指摘しておきたい。
 されることになるだろう。このことは、ルソーの自我論と深く関係たないから、人間はそれに従う善人か、それに反する悪人かに峻別(14)こうした一般意志の観念からは、それに基づく法は過つ可能性をも
- (15) 集会の役割は、ある法が一般意志に合致するか否かの審査であり、 (15) 集会の役割は、ある法が一般意志に合致するか否かの審査であり、 (15) 集会の役割は、ある法が一般意志に合致するか否かの審査であり、 (15) 集会の役割は、ある法が一般意志に合致するか否かの審査であり、 (15) 集会の役割は、ある法が一般意志に合致するか否かの審査であり、 (15) 集会の役割は、ある法が一般意志に合致するか否かの審査であり、

(よしながわか 哲学哲学史・助手)